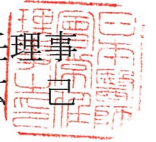


(地Ⅲ163)

平成24年12月12日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
石川 広巳



「保育所における感染症対策ガイドライン」の改訂について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成21年8月17日に厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課では、子どもの健康と安全の向上に資するよう「保育所における感染症対策ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)が作成され、本会より各都道府県医師会宛てに周知方依頼をしてきたところであります。

この度、平成24年4月の学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)の一部改正を受け、厚生労働省に「保育所における感染症対策ガイドライン見直し検討委員会」(本会から小職が委員として参加)が設置され、最新の知見も踏まえてガイドラインの見直しを検討してまいりました。その結果、今般添付の通り改訂され、厚生労働省から各都道府県宛に通知されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、ガイドラインを1部お送りいたしますので、よろしくご査収の上、ご活用の際お願い申し上げます。

なお、本ガイドラインは、厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku.html>)に掲載されておりますので、貴会管下の郡市区医師会に周知いただきたく併せてお願い申し上げます。

「保育所における感染症対策ガイドライン」改訂の概要

- 保育所保育指針の改定・告示(平成20年3月)
- 保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定(平成20年3月)
 - (2)子どもの健康及び安全の確保 ①保健衛生面の対応の明確化
- 保育所における保健予防対策についての調査研究(平成20年5月～平成21年3月)

「保育所における感染症対策ガイドライン」策定(平成21年8月)



2012年改訂版「保育所における感染症対策ガイドライン」

改訂の主なポイント

- 学校保健安全法施行規則の一部改正(平成24年4月1日施行)における「学校で予防すべき感染症およびその出席停止期間」に準じて、内容、登園のめやすを修正
 - ・出席停止の日数の数え方について記載
- 乳幼児期の特性に応じた感染症対策について、最新の知見から修正・加筆
 - ・インフルエンザの登園のめやすのエビデンス、
 - ・「保育所で問題となる主な感染症とその対策」にRSウイルスを追加
- 感染経路別に対策を詳細に記載・・・咳エチケットや手洗いの方法など
- 感受性対策として予防接種の重要性を記載(子ども・職員)
- 感染防止の重要性を踏まえ、消毒の方法など衛生管理の詳細について加筆
- 保育所職員の健康管理、予防接種の重要性について、より詳細に記載

雇児保発1130第3号

平成24年11月30日

都道府県

各 指定都市 民生主管部（局）長 殿

中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長



「保育所における感染症対策ガイドライン」の改訂について（送付）

平成21年4月に施行された「保育所保育指針」（平成20年厚生労働省告示第141号）では、第5章「健康及び安全」の冒頭で、「子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、保育所においては、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所の子ども集団全体の健康及び安全の確保に努めなければならない」としたところである。

平成21年8月17日に厚生労働省では、子どもの健康と安全の向上に資するよう「保育所における感染症対策ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を作成し、保育所等の関係者に周知してきたところである。

この度、平成24年4月に学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）の一部が改正されたこと及びガイドライン発出から3年を経過したことから、最新の知見を踏まえて、ガイドラインを改訂したので、別添のとおり送付する。

については本ガイドラインを厚生労働省のホームページに掲載するので、貴管内の保育所で広く活用されるよう、周知を図らねたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言として発出するものであることを申し添える。